

国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規則

平成22年 1月19日

改正

平成22年 3月19日

平成24年 5月22日

平成24年 9月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人電気通信大学及びその設置する電気通信大学(以下「本学」と総称する。)における規則等の区分及び制定(改正及び廃止を含む。以下同じ。)手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(制定手続)

第2条 規則等の制定は、その区分に応じた手続を経て、学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、規則等の改正の内容が形式的又は軽微であると学長が認めるものにあつては、役員会、経営協議会又は教育研究評議会の審議を省略することができるものとする。

(区分)

第3条 規則等の区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則(学則を含む。)

(2) 規程

(3) 細則

(4) 要項

(規則)

第4条 規則は、本学の組織、経営、教育研究及び管理運営に関する基本的な重要事項について定めるものとする。

2 規則は、経営協議会又は教育研究評議会で審議の上、役員会の議を経て学長が定める。

(規程)

第5条 規程は、規則に基づき、当該規則を実施するため、又は本学の業務遂行のため必要な事項について定めるものとする。

2 規程は、役員会の議を経て学長が定める。ただし、本学の経営又は教育研究に関する重要事項を定めるときは、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会に諮るものとする。

(細則)

第6条 細則は、規則又は規程を実施するために必要な細目及び手続等について定めるものとする。

2 細則は、役員会の議を経て学長が定める。ただし、必要と認めるときは、経営協議会又は教育研究評議会に諮るものとする。

(要項)

第7条 要項は、本学の会議等の運営方法又は業務上必要な事務手続等について定めるものとする。

2 要項は、役員会の議を経て学長が定める。

(報告)

第8条 学長は、規程、細則又は要項を定めたときは、必要に応じ、経営協議会又は教育研究評議会に報告するものとする。ただし、第5条第2項ただし書及び第6条第2項ただし書の規定により附議したものを除く。

(規則等の名称)

第9条 第4条から第7条までの規定により定めた規則等の名称には法人名又は大学名を付すものとする。

(部局等の特例)

第10条 理事及び部局等の長は、学長の委任を受けたもののほか、当該部局等の教育研究又は管理運営に関する規程、細則及び要項（以下「規程等」という。）について、役員会と協議の上、制定することができる。

2 前項により部局等の長が規程等を制定するときは、当該部局等の審議機関に諮るものとする。

3 理事及び部局等の長は、規程等を定めたときは、遅滞なく役員会に報告するものとする。

4 部局等の範囲は、別に定める。

(部局等の規程等の名称)

第11条 部局等に関する規程等の名称には、当該部局等名を付すものとする。

(制定日及び施行期日)

第12条 規則等の制定日は、第4条から第7条まで及び第10条第2項に規定する審議機関の承認があった日とし、特に定める場合を除き、制定日をもって施行するものとする。

(管理)

第13条 規則等を制定したときは、規則台帳に所定の事項を記録し、総務部総務課で保管するものとする。

2 制定された規則等には、第3条に規定する区分及び事業年度ごとに一連の番号を付すものとする。

(周知)

第14条 規則等を制定したときは、本学ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、規則等の制定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年1月19日から施行する。

2 この規則の施行前に制定された規則等で、この規則に適合しないものについては、当該規則等の改正の際、逐次整備するものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。